



一橋大学哲学。社会思想学会会報 No. 1 4 (「研究会便り」より通算第42号)

発行者 一橋大学哲学・社会思想学会

発行所 一橋大学哲学・社会思想学会事務局 tel./fax 042-580-8644

〒186-8601 国立市 中2-1 一橋大学社会思想共同研究室内

Email: phil6h.kaorun@r.hit-u.ac.jp

第 13 回一橋大学哲学・社会思想学会

(研究会より通算第43回)

【日 時】 2013年6月1日(土) 9:30 開場

【場 所】 ー橋大学 第3研究館 3階研究会議室 (東キャンパス内)

【個人研究発表】 10:00~14:00

中島新 (一橋大学社会学研究科博士後期課程)

シェリング自然哲学における「化学」の位置付け

-「有機体」構想との関係から-

坪光 生雄 (一橋大学社会学研究科博士後期課程)

チャールズ・テイラーの多元的世俗論とその神学的方向付けについて

(1時間休憩)

隅田 聡一郎 (一橋大学社会学研究科博士後期課程)

マルクス『資本論』における「本源的蓄積論」-「小農」理論の視座-

【シンポジウム】 14:10~17:10

「**社会哲学の現在」** 司会:小谷英生(群馬大学)

三崎和志(岐阜大学)『ベンヤミンの社会哲学?』

重田園江(明治大学)『社会哲学の未来をどこに見出すか』

小山花子(盛岡大学)『「社会哲学の今」から「今」の社会哲学へ?

~アーレントの2つの判断力概念に寄せて~』

【第7回総会】 17:20~18:00

【目次】

| 個人研究発表 | レジュメ(中島新氏)・・・・・・・・・・・・・・・・・2 | 頁 |
|-----------|-------------------------------|---|
| 個人研究発表 | レジュメ (坪光生雄氏)・・・・・・・・・・・・・・・2 | 頁 |
| 個人研究発表 | レジュメ(隅田聡一郎氏)・・・・・・・・・・・・・・・ 3 | 頁 |
| シンポジウム | 趣意書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 | 頁 |
| | 発表者レジュメ(三崎和志)・・・・・・・・・・・・・・ 4 | |
| シンポジウム | 発表者レジュメ(重田園江)・・・・・・・・・・・・ 5 | 頁 |
| シンポジウム | 発表者レジュメ(小山花子)・・・・・・・・・・・・・・8 | 頁 |
| 第 12 回学会、 | 研究発表のまとめ (大河内泰樹氏)・・・・・・・・・・9 | 頁 |
| 第 12 回学会、 | 合評会へのコメント (杉本隆司氏)・・・・・・・・・・10 | 頁 |
| 第 12 回学会、 | 合評会へのコメント (小野文生氏)・・・・・・・・・・12 | 頁 |

研究発表

シェリング自然哲学における「化学」の位置づけ—「有機体」構想との関係から— 中島 新(一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程)

本発表の狙いは、1800年前後のシェリング自然哲学に見られる「化学」理解を、彼の「有機体」構想との関係から考察し、その意義を明らかにすることである。当時ドイツでは、それまでいわゆる「錬金術」だとして学的な正当性を持たないものとされていた「化学」を、ラボアジェによる質量保存の法則などを受けて、厳密な学として再評価する気運が高まっていた。一度はカントによって厳密な自然科学ではないとされた「化学」ではあったが、ラボアジェ以降の流れを受けて、シェリングが自然哲学を展開していた時期にまさに自然諸科学における「化学」の位置づけが問題とされたことは(思想史的にも)想像に難くない。実際にシェリングも自然哲学において「有機体」構想を展開する際、特に「ガルヴァニスム(動物電気)」を「化学」の領域で扱う問題として捉え、「無機物」から「有機体」への移行を「化学」的な過程として論じている。つまりシェリングの「有機体」構想を理解するうえでも、シェリングが「化学」をどのように自らの自然哲学の中で位置づけたかは重要な問題となる。

そこで本発表では、以上のような点を踏まえて、シェリングが自らの自然哲学のうちで「化学」にどのような位置づけを与えていたか、またその位置づけによってシェリングの「有機体」構想にどのような影響があったのか、その内実を明らかにすることを試みたい。

研究発表

チャールズ・テイラーの多元的世俗論とその神学的方向付けについて

坪光 生雄(一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程)

チャールズ・テイラー (1931~) は、今日を代表する社会思想家の一人である。「承認の政治」論や「多文化主義」などによって広く知られる彼の思想は、おおむね「多元主義時代の哲学」という形で特徴づけられるものである。本発表は、テイラーが近年精力的に展開している世俗と宗教をめぐる議論につい

て考察する。大著『世俗の時代』(2007) において集約的に示されたこれらの議論もまた、彼のその他の論点と同様、多元主義的な色彩を強く帯びるが、他方、テイラー自身の信奉するカトリシズムと積極的な関係を持つものでもある。多元性の承認と、普遍的な唯一性の信仰。一見したところ矛盾するようにも思われるこれら二つの目標は、テイラーの思想においてどのように和解させられているだろうか。この問いに対し、本発表は一つの回答を示そうとする。すなわち、世俗と宗教とをめぐってなされるテイラーの長大な記述的/歴史的叙述は、実際、ある規範的/神学的価値によって大きく方向づけられている。彼自身のカトリック信仰および神学的洞察は、多元主義的な社会思想としての彼の世俗・宗教論全体にとって重大な内的意義を持つのである。このようにしてテイラー思想が帯びる宗教的/神学的遂行性に光を当てることは、昨今ますます注目を集める世俗主義再考の諸議論を見通すうえでも意義深い。本発表は結果として、その論争的文脈のうちにテイラーが占める重要な位置をも確認するであろう。

研究発表

マルクス『資本論』における「本源的蓄積論」-「小農」理論の視座-

隅田 聡一郎(一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程)

マルクスは、『61-63 草稿』において、リチャード・ジョーンズの『地代論』などの著作における「小農理論」を徹底的に研究している。それによって、「資本の外部」すなわち、「共同体」に基づく自給自足的生産として、「小経営生産様式」のカテゴリーを明確化した。このことは、『資本論』「本源的蓄積論」とりわけ長らく論争の対象となってきた「個人的所有の再建」論を適切に解釈する上で決定的に重要だと思われる。しかし、この点については、新 MEGA で刊行された『資本論』第二版・フランス語版に依拠した研究は未だなされておらず、「論理的に」は自給自足的「共同体」を完全に解体することによって成立する資本主義的生産様式、「歴史的に」は特にイングランドやイングランドの植民地アメリカで見られた国家暴力・規律権力による解体過程を明らかにすることが求められている。

本報告では、『61-63 草稿』や『資本論』第二版・フランス語版などのテクストクリティークを通じて、マルクスの「小農理論」が彼の経済学批判にとって持つ核心的意義について考察を行いたい。

シンポジウム

社 会 哲 学 の 現 在 趣意書

グローバル経済の展開と、それに伴う格差社会の進行や福祉国家の弱体化をうけて、近年、社会的なものについての議論が活発になっている。しかしこと哲学・思想分野にかぎってみれば、むしろそこには社会哲学の危機が横たわっているようにもみえる。ひどく大雑把にいってしまえば、現代哲学の理論的部分は科学哲学や分析哲学に、実践的部分は応用倫理学と公共哲学に分化・収斂しつつあり、社会的なものを哲学的に扱う学問は、忘却されつつあるように思われるからである。

たしかに、社会哲学の領域は人文社会科学の様々な専門分野の重なり合う領域であり(というのも、あらゆるものが何らかのかたちで社会的な刻印を帯びているからだ)、それゆえ、学問の専門化・細分化の過程のなかで、社会哲学というくひとつの>学問が成立する余地はもはや存在しないようにもみえる。しかしながら、現代社会の政治・経済構造についての包括的な反省や、ありうべき自由や連帯の構想のためには、どの専門分野にも当てはまらない独特の思想様式が求められているように思われる。社会的なもののロジックは、いわゆる論理学的なものではない。たとえば、フォン・ウリクトが気づいていたように(『説明と理解』)、あるもの a の否定の否定が同じ a には戻らないへーゲルの論理学は、現実的なものの変遷を前提してのみ理解可能で意義のあるものとなる。言いかえればそれは、現実の論理を摘出しうる可能性を秘めている。また、社会的なコンフリクトは、倫理的な善悪や、公正・不正といったカテゴリーで分析し尽くせるものではない。ましてや、それらによって解決することは望むべくもないであろう。社会的なものを分析・問題化・解決する道は、フランクフルト学派が提起した承認論やマルクス主義の展開するアソシエーション論によってよりよく提示されている。

さしあたり本学会にかぎっていえば、社会哲学を自認・自称していなくとも、社会哲学的な研究を進めている会員が多いのではないだろうか。それを言いかえれば、個別の専門分野を探究しつつも、それを超えたより普遍的な問題に取り組んでいる研究者が多いということである。そしてもしもそうであれば、社会哲学の理念を緩やかなかたちで共有することで、会員相互の理解が得られ、よりいっそう充実した研究活動に繋がっていくのではないだろうか。そこで、社会哲学の理念を再確認し、より発展させるために、「社会哲学の現在」というテーマでシンポジウムを企画した。「社会哲学の現在」と銘打ったが、必ずしも最新の研究成果の紹介を意図したものではない。現在、社会哲学を自認し、成果を上げているのは何といってもフランクフルト学派であろう。しかし、フランクフルト学派がイコール社会哲学というわけではない。とくにフランスでは、社会哲学という専門分野そのものが存在していないのだが、社会的なものに関する哲学的・理論的考察というものは、もちろん存在するはずである。そのあたりの事情も含め、社会哲学の今日的理念は何であり、いま日本の社会的・学問的状況のなかで、社会哲学はどうあるべきなのかを議論すること、これが本シンポジウムの趣旨である。

ーシンポジウム発表者レジュメー

『ベンヤミンの社会哲学?』

三崎和志(岐阜大学地域科学部准教授)

今回のシンポジウム報告では、ヴァルター・ベンヤミンの思想の社会哲学的な意義について、自身の研究してきた時代を振り返りつつ考察し、議論の糸口のひとつを提供させていただきたい。

ベンヤミンの思想に社会哲学をみることはそう突飛なことではない。学生時代の青年運動関係の文章、映画、写真などのメディア論、未完の『パサージュ』プロジェクトなど、ベンヤミンに社会哲学的な意義を見いだせるテキストは確実に存在する。

標題の疑問符は、むしろ報告者の個人的な感慨に依る。

ベンヤミンに向かうことになった80年代当時、(少なくとも報告者周囲の)社会哲学のメインストリームはヘーゲル/マルクスであった。それにウェーバーも含めてよいだろう。乱暴にまとめれば、それ

らは社会の歴史動態的、構造的把握、ある種のグランドセオリーであった。

フランクフルト学派にもグランドセオリーへの志向はある。初期のホルクハイマーでは、社会哲学は 実証主義的な社会研究への対抗概念であり、たんなる現実の記述ではなくその批判、社会の革新の方向 性を示唆しうる点に社会哲学の意義が見出されている。その際、彼が念頭に置いていた社会哲学の枠組 みはマルクスのそれであり、ホルクハイマーの社会哲学はそれに精神分析の接合し、イデオロギー批判 を精緻化する試みだったといえる。ハーバーマスの『コミュニケーション的行為の理論』(1981)は、そ ういった総括的社会把握の新機軸であった。

80年代、時代は《ポストモダン》の流行下、グランドセオリーの失効が唱えられる。その中で、ベンヤミンはその先駆者的な意義を見出され、グランドセオリーに代わる《何か》を示す存在として注目を集めるようになる。しかし当時の議論の中で、その《何か》にくっきりとした像が与えられることは、ついぞなかったように思う。

世紀があらたまって以後、グローバリズムの拡大、新自由主義の勢力伸長の中、グランドセオリーは 復権し、その視座の重要性がふたたび承認を得るようになったのが現在だといえる。デヴィッド・ハー ヴェイの仕事はその代表的なものだ。

以上のような流れを踏まえたうえで、あらためてベンヤミンの思想がもつポテンシャリティーグランドセオリーとかならずしも対立するわけではないが、グランドセオリーが持たない《何か》について考えたい。

絶筆『歴史の概念について』で、歴史主義や社会民主主義者の進歩史観が批判の対象とされていること は周知のとおりだ。ではそういった歴史把握に代わる歴史とはどのようなものか?ベンヤミンはグラン ドセオリー的なそれとはことなる歴史への視座をたしかに有している。それをエッセイ『物語作者』に おける物語論、記憶論との関連で再構成し、その歴史構想がもつ社会哲学的含意について考察する。

論者略歴

三崎和志(みさきかずし)一橋大学博士課程単位取得退学(1999年)。都留文科大学、法政大学他非常勤講師を経て、2008年より岐阜大学地域科学部准教授。ベンヤミン、アドルノをはじめとするフランクフルト学派の思想がおもな研究対象。論文:「《いたみ》の思想―《ポスト形而上学》の時代の唯物論」(古茂田、中西、鈴木編『哲学から未来を拓く① 21世紀の透視図―今日的変容の根源から』青木書店)、「正義・痛み・連帯―ハーバーマス、アドルノにおける《正義の他者》」(日本哲学会編『哲学』No.60)、「ベンヤミンにおける《崇高》」(都留文科大学研究紀要第55集)他。

ーシンポジウム発表者レジュメー

『社会哲学の未来をどこに見出すか』

重田 園江 (明治大学政治経済学部教授)

1. はじめに

社会哲学って何でしょう?

☆「社会」について

さしあたり、政治―経済―社会 の区分の中で考える。経済と社会は同時に出現したというのが、私の考え。一八世紀の半ば。それ以前に社会に関する学問的考察はない。

political economy と civil society は同じときに出現し、政治一家の区別を無化する。

社会であっても社会的なものであっても、どっちでもいいと思ってる。

ただし、政治経済学と市民社会の概念史は、ものすごく複雑。

ヒュームの civilised society と civil society の違い、ルソーの civil なものと political なものの違い、ファーガスン「市民社会史」の叙述。この時代に見られる civilisation についての複雑な態度。 commerce と luxuary と市民性と徳と武勇と。

マンフレッド・リーデル『市民社会の概念史』。細かすぎて読んだ直後に忘れるという欠点がありますが。19世紀以降のドイツ語圏での市民社会の用例に拠ると、論点がずれてくるという話。

日本の「市民社会派」はどれをどうつないで「市民社会」という言葉を使ったか?誰かヨーロッパの 概念史との関係でちゃんと整理してください。

つまり、「市民社会の哲学」の系譜の中で、自分たちが戦後日本でやってきたことを位置づける作業を する人がいないとだめでしょう、ということ。

☆「哲学」について

あるものを、ただ「あるもの」として受け入れるなら、哲学はない。なぜあるのか、どうあるのか、 どうありうるのかの問いが現れれば、あらゆる場面に哲学が存する。

言葉を使うことは哲学ではない。なぜある言葉が通じるかが不思議になったとき、そこに哲学が生まれている。

言葉には使用とルールがあり、使用はパロール、ルールはラングである、あるいは発話行為と文法がある、と言って納得したら、その瞬間に哲学は消える。「語の意味とは語の使用である」と言ったところで、そこにあるのは新たな問題であって答えではないとすぐに気づき、適切に次の問いを発しつづけるときだけ、哲学が持続する。

2. 社会哲学って何をすること?

私にとっては、社会の領域を、経済および政治との関連で捉えることが、最初の課題だと思っている。 それが適切な場面でうまくなされれば、どんな問題があり、それはどのように解決されるべきか、どこ に着眼すべきかが自ずと見えてくるのではないか。

例1

人間と物資と自然を数値として把握し、管理すること

統計学、国勢調査、社会工学的生産管理、心理テスト、IQ テスト、犯罪心理学、環境犯罪学、地理的な人間管理(地理プロファイル)、マーケティング、健康診断、出生前診断など。

これらの領域が出現した政治経済社会的背景と、そこに現れた種別的な(specific)知のあり方、というか理屈や論理を理解する(背景にある価値観は驚くほど単純なのに、種別的な知がどんどん進化していくのがちょっとおもしろい)。

これって社会哲学でしょう。『統計学と社会認識』(T.M. ポーター)の関係を問う、という問題意識の中にあるもの。

例2

社会の領域はどのようにして現れたのか、それ以前の「団体」とどのように違っているのかを、歴史 的・思想史的に考える。

- ・中世秩序から近代秩序への変容の中で、「働く人」を取り巻く状況はどう変わったか。
- ・いわゆる「生活保障」に関わるセイフティネットは、中世から近代へ、時代とともにどう変わって きたか。
 - ・「市民社会の思想史」なるものの出現と変容を、思想史的にたどりなおす。

例3

働くことと生きることの関係について、人はどのように考えてきたのか、どのように考えるべきなのか。

- ・「連帯のシステム」は働く人の差異と共通性をどのように結びつけることで相互扶助を制度化してき たのか。
- ・「連帯のシステム」は働く人とそれ以外の人、働ける人と働けない人をどのように結びつけてきたの か。

3. まとめ

人間の他者関係にはさまざまな様態がある。それを大きくまとめる場合の三つの指標が、経済的関係、 政治的関係、そして社会的関係ではないか。社会的関係の特徴とはどんなもので、それが経済的関係お よび政治的関係とどのようにつながっているのかに興味がある。ある人とある人のある場面での関わり の中に、経済的側面と政治的側面と社会的側面が含まれるのではないかと思う。その場合の社会的側面 というのは、他者関係が利益とも権力とも異なる関係の様態を含むということ?そこはよく分からない です。

こういうことを「哲学的」に考察するのが社会哲学なのでは?

文献

ホッブズ『リヴァイアサン』『市民論』、ルソー『人間不平等起源論』「政治経済論」『社会契約論』、

ヒューム『人間本性論』『道徳・政治・文学論集』、スミス『道徳感情論』『国富論』、デュルケム『社会分業論』『自殺論』 『社会学的方法の規準』、フーコー『監獄の誕生』『社会を防衛しなければならない』『保障・領土・人口』『生政治の誕生』 ロールズ『正義論』、ヴィトゲンシュタイン『哲学探究』、

重田『フーコーの穴─統計学と統治の現在』『連帯の哲学 I』、『ミシェル・フーコー─近代を裏から読む』、『社会契約論』 というタイトルの本が今秋出る予定です。

論者略歴

重田園江(おもだ そのえ)東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻博士過程単位取得退学。日本学術振興会特別研究員を経て、現在は明治大学政治経済学部教授。専門は、政治思想史、ミシェル・フーコー研究、確率統計思想史、19~20世紀フランス社会思想。著書は『ミシェル・フーコー近代を裏から読む』(ちくま新書、2011)、『連帯の哲学I 一フランス社会連帯主義』(勁草書房、2010)、『フーコーの穴一統計学と統治の現在』(木鐸社、2003)。訳書はイアン・ハッキング『偶然を飼いならす一統計学と第二次科学革命』(石原英樹と共訳、木鐸社、1999)。

『「社会哲学の今」から「今」の社会哲学へ? ~アーレントの2つの判断力概念に寄せて~』

小山花子(盛岡大学文学部准教授)

「社会哲学の今」(社会哲学の「現在」だったかもしれませんが)というテーマを頂いて、最初に頭に浮かんだのは、「社会哲学の今」すなわち、社会哲学が現在どのような状況にあり、どのような学説や研究成果が生まれているかという問題に関連して、「今」を見る社会哲学、つまり「今」を見つめ、「今」の要請に応えようとする社会哲学というのは、果たして可能であるのか、また必要なことであるのかという問題です。この問題について、まず留学先での経験をもとに話をしたいと思います。

「今」を見つめる社会哲学が必要であるのかという問題に関しては、ニュースクール・フォア・ソーシャル・リサーチでは、答えは鮮烈なまでにイエスであったと思います。フェミニズム、多文化主義、そしてフランクフルト学派の影響を受けた承認論まで、時代の要請に応え、その規範的な要求を受け入れ発展させるような学説形成の試みをなしていくことは、社会哲学者の課題あるいは使命として認識されていたと思います。ナンシー・フレイザーにおいてその傾向は顕著でしたが、これにはほとんど不可避的にポリティカルな次元が伴ってきて、私が留学してきた時期ではテロリズム、イラク戦争など、こういうものに対してどのような「批判的」なスタンスを取っていけるか、どのような「批判的理論」すなわち「クリティカル・セオリー」を打ち出していけるかということが、理論家の重要な課題として認識されていたと思います。そして100年ほども昔、実にニューディールより前の、20世紀初頭の「金ぴか時代」に逆戻りするほどのレベルに入っていると言われたアメリカの経済格差などの問題についても(Krugman,2007)、鋭い注意が払われ、大学院のクラスから反WTOデモの参加者を送り出すなど社会的現実との間の緊密な距離感が感じられました。

私はアーレントの「判断力」の議論に関心を持って研究してきました。「判断力」の議論には、現在について有効な診断を見出し、理論と実践との接合を測ろうとする批判理論の試みとも共通する部分があり、ここでもやはり「今」とどう向き合うかということが鍵になっていたと思います。アーレントの「判断力」は、今何をすべきか、私はどう行為すべきかという「行為」の問題と密接に結びついた、政治的なものです。アーレントは、カントの趣味判断の考察における「美醜」の部分を、「正・不正」に置き換えたと言われます。ところがアーレントの判断力論には、もう1つの強力な流れがあり、これは歴史的・回顧的判断に関わるものです。1つの描かれ方としては、アーレントの判断力論は、政治的な判断力についての考察から始まって、歴史哲学批判で終わっています。ここでは過去に生じた出来事を忘却から救い出す力に注目がされ、出来事の絶対的なユニークさと個別性を保障するものとして反進歩的に判断力が位置づけられます。過去を扱う判断力について、アーレントはしかし、過去を「批判」することは困難であり、あらゆる出来事は、歴史家の回顧的まなざしにおいて因果の連鎖上にある必然として現れてくること、ゆえに歴史的・回顧的判断は歴史的正当化に陥る危険性を持っているとも述べて、こうした判断力の政治的弊害に警告を発してもいます。

論者略歴

1974年東京生まれ。青山学院大学国際政治経済学部、一橋大学大学院社会学研究科で学んだ後、ハンナ・アーレントがかって教壇に立っていたニューヨークのニュースクール・フォア・ソーシャル・リサーチに留学、アーレントの行為論についての論文で政治学の博士号を取得。この間、アメリカの批判理論や、民主主義理論についての研究にも従事する。現在、盛岡大学文学部准教授。専攻は、政治思想、哲学。

論文に、「不服従一政治的あるいは道徳的」(『理想』第690号、2013年3月)、著書(共著)に"Political Philosophy and Pluralism in a Globalised World" in Avery Plaw, ed., Frontiers of Diversity: Explorations in Contemporary Pluralism. Amsterdam: Rodopi Press, 2005、訳書に『インターネットの銀河系―ネット時代のビジネスと社会』(マニュエル・カステル著、矢澤修次郎・小山花子訳、東信堂、2009年3月)などがある。

第12回学会発表のまとめ

近代的コーポラティズム国家? ヘーゲル「Korporation 論」の再検討

大河内 泰樹 (一橋大学社会学研究科准教授)

着任以来、自己紹介もかねて一度一哲学会で発表をするようにとの依頼を受けていたのだが、今回ようやくその責を果たすことができた。とはいえ、今回発表させていただいた内容は、発表者の既存の研究の発表というよりは、全く新しく最近取り組んでいる研究成果の一部である。発表の中で触れることができなかったが、本研究の着想を得たのは、別の研究プロジェクトで、大学論に取り組んでいる中でのことであった。大学は、そもそも〈学ぶ者〉と〈教える者〉との一種の組合組織として出発したものであり、その意味では一種のコルポラツィオンとして存在していたのである。

へーゲルのコルポラツィオン論といえば、ヘーゲル「法哲学」研究の中で、もっとも研究の盛んなテーマの一つであり、これまで主にヘーゲル「論理学」に取り組んできた門外漢の私が、今更介入することのできるようなテーマではないのかもしれない。しかし、やはりこれまでの研究には重大な欠落があったのではないかと考えている。それは法制史的な観点である。

へーゲル「法哲学」ないしはその政治哲学研究においては、一方でその歴史的な背景都の関連で議論されてきた。その主要なテーマの一つが、フランス革命である。さらに、「プロイセン一般ラント法」やシュタイン/ハルデンベルク改革の影響など、プロイセン史との関連は以前より取り上げられている。また最近では、ヘーゲルが実際に属していた西南ドイツ諸領邦における近代化の影響が指摘されている。ナポレオンに屈し、ライン同盟に属していた諸邦においては、急速な近代化が進展したのであった。しかし、コルポラツィオン概念については、他の哲学者社会理論家(たとえばフィヒテ、リスト)におけるコルポラツィオンやこれに類する概念との比較検討がなされ、またそのアクチュアリティについての指摘もなされているが、法制史的な背景についての研究が、ヘーゲルのコルポラツィオン論研究自体に反映されることはほとんどなかった。

そこで私が注目したのは「プロイセン一般ラント法」におけるコルポラツィオンの規定であった。啓蒙専制君主フリードリッヒ大王のもと編纂がすすめられ、その死後ようやく公布・施行された、プロイセンのこの包括的近代法典には「コルポラツィオン」についての規定が見られる。それは、「持続的な

公益的目的に zu einem fortdauernden gemeinnützigen Zwecke」に資するもの」として国家にその特権を認められる団体のことを指していた。

このようにコルポラツィオンが規定されていることの背景には、前近代的な特権的中間団体を、統制 し、近代化しようとするプロイセン国家の意志が表れていた。他方、この法典編纂の最終段階において フランスでは革命が勃発し、一七九一年には、ダラルド法およびル・シャプリエ法によって、中間団体 の解体が規定された。

若きへーゲルのフランス革命への熱狂はよく知られているが、後にヘーゲルは批判的な態度を取るようになる。その背景にあったのはこのような中間団体の廃止に対する懐疑であった。ヘーゲルはむしろ中間団体が存在することによって、市民にとって自由と自律が可能となると考え、ルソー的な一般意志と、その実現としてのフランス革命を『精神現象学』などで厳しく批判するのである。

さて、こうしたテーマを今回の発表のテーマに選んだのは、独仏の社会思想史に通じていらっしゃる本学の先生方や 0B の方々から、当時の歴史的事情や、関連事項について様々な示唆がいただけるのではないかとの期待からであったが、実際それは思惑通りとなった。

森村先生からは、フランスで革命後も中間団体をめぐる様々な軋轢があったこと、その際にコルポラシオンないしは特権といったことばを用いず、association という概念が用いられたのは、旧体制におけるコルポラツィオンとは異なったものであることを強調するためであったと御指摘いただいた。これに対しては、実際ドイツにおいても 1840 年代あたりから Assoziation ということばが用いられるようになるが、ヘーゲルの時代にこのことばが一般的ではなかったということで答えとさせていただいた。加藤先生からは、『精神現象学』において「絶対的自由」に、分肢化された国家機構へのポテンシャルが認められているという私の指摘にたいして、それはどのように論理的に可能となっているのかという質問をいただいた。これについては、『精神現象学』においては、「精神章」においてこのあとドイツへと場面が移されても、それはカント的な自己意識としてであり、結局そこには『法哲学』に見られるような有機的国家機構が展開されていないことを述べ、そこで指摘されているポテンシャルが、十分論理的にあとづけられていないし、展開されてもいないということを指摘することで回答とさせていただいた。平子先生からは、シュタイン/ハルデンベルクの改革によるツンフト解体によって、プロイセンの都市部において貧困化が進んでいたことについて御指摘いただいた。杉本隆司氏からは、ヘーゲルがなぜ、フランスにおいて最高国権に従属させられるものに、宗教や言語を例外としているかについてご質問いただいたが、これに報告者は適切な回答をすることができなかった。

いずれの、御指摘・質問も発表者にとってきわめて有益なものであり、今後の研究の方向性について重要な示唆をいただいた。ここに感謝申し上げるとともに、今後研究を進めていくことで、何らかの成果の形で、ご恩にお応えしたいと思う。

第 12 回合評会へのコメント

馬場智一著『倫理と他者―レヴィナスにおける異教概念』合評会コメント

杉本 隆司(一橋大学社会学研究科特別研究員)

報告者は筆者の異教思想の研究(第一部と第二部)を中心にコメントを行った。

本書は現代思想と西洋異教思想史を主題とした点で本邦初の本格的な研究である。特に異教概念の語源史研究の第一部は、その膨大な研究史の整理と紹介だけでも貴重な研究であり、思想史に限らず人文社会科学の諸分野にとって有益である。ただ異教を主題として西洋思想史を横断するという筆者の構想には賛同しつつも、第一部から第三部をつなぐ本書の理論構成の面でいくつかの難点も見受けられるように思われた。合評会では3つの大きな論点を提示した。以下はそれぞれの要旨である。

論点1. 第一部と第二部の「異教」概念の認識上のズレをどうみるか。

第一部では paganisme という概念そのものがカバーする崇拝慣行ついては触れていなかった。第二部では、しかし、その内実として宇宙崇拝、動物崇拝、とりわけ偶像崇拝が取り上げられている。もちろん現代の我々がそれらを日本語の《異教》で括くることにためらいはないが、厳密にいえば旧約聖書で用いられている Idolatry 概念から paganisme 概念まで約 1000 年近い開きがあり、それらの慣行を《異教》=paganisme 概念では括れないのではないか。

論点2. 第二部の近代以降の思想史の枠組みをどうみるか。

第二部では、パガニスム概念から偶像崇拝概念に問いが移したため一挙に膨大な歴史的コーパスに対象が拡大した。著者も認めているように、その網羅的な概念史は不可能に近いとすればある程度のタガを嵌める必要があるが、その基準があまり明確でないように感じた。特にプロテスタントによる偶像崇拝批判の論理をさらに掘り下げてもよかったように感じた。例えば著者はルターの特徴として異教概念の拡大をあげ、その構図はカント、キルケゴールへ継承・強化されるとしている。しかしカトリックさえ異教だとするプロテスタント系思想家において、およそ宗教を論じる際にこの二項対立が前提条件であるのは(逆にマリタン、レヴィナスではそうではないのは)、素朴にごく当然のことに思える。

論点3. レヴィナスの「反パガニスム」という自己規定をどうみるか。

著者によれば、レヴィナスとマリタンのユダヤ・キリスト教的連帯がパガニスム概念の使用を可能にしたというが、むしろ逆にこの概念をナチズムに当てはめることが両者の連帯を可能にさせたのではないか。両者は自らの立場を「反パガニスム」と呼ぶが、相手を「パガニズム」と名付けた場合、通常、積極的自己規定は「真の宗教」であろう。しかし、ユダヤ教、キリスト教それぞれがそう主張すれば連帯は成立しない。自らの連帯を成立させるためには相手をパガニスムとよび、自らを反パガニスムと呼ばざるをえないユダヤ系哲学者と親ユダヤ・カトリック哲学者が置かれていた状況が作用していたのではないか(例えば、同時代に同様の発言を繰り返していたユダヤ系思想家にベルクソンがいる(シュヴァリエ『ベルクソンとの対話』))。

合評会当日はもう少し議論を深めたいところもあったが、その他の論点についても著者から一つ一つ 丁寧なリプライをいただいた。著者の馬場さんには感謝申し上げたい。 第 12 回合評会へのコメント

馬場智一著『倫理の他者―レヴィナスにおける異教概念』へのコメント(抜粋)

小野文生(同志社大学グローバル地域文化学部准教授)

■馬場さんの問題設定

(1) レヴィナス哲学におけるパガニスム、異教概念を問う

【質問】異教概念の生成は、「批判」として生成してきたことには、どのような問題が含まれているか(「異なる」ことが即批判の対象となるわけではないか、それが批判の対象とされてきたこと)。「誤った信仰」への批判、のみならず、風景的なもの、農民的なもの、地方的なものへの批判、「異なるのもの」への批判として。つねに、一方から他方への。その批判の構成を問うことは、批判される対象の構成プロセスを問うこと(他者表象のポリティクス)につながると思うが、はたして、レヴィナスにとってパガヌス(異教徒)は顔を持っていたか。

- (2)「ユダヤ・キリスト教的西欧」や「西洋」哲学から除外されているという事実。
- これをどう理解するかという馬場さんの問題意識。
- ・レヴィナスにおける異教理解の推移:
- 30年代・・・ナチズム批判、ハイデッガー批判としての異教批判

『全体性と無限』・・・否定的でもあり肯定的でもあるという両義性

『全体性と無限』以降・・・たんに否定的、土地への根付きとしての異教

■パガニスム初出テクスト「マイモニデスの現代性」(1935年)をめぐって

【質問】レヴィナスの「マイモニデスの現代性」におけるパガニスム理解は、一方で「野蛮」と結びつくことで従来の伝統的なパガニスム概念を踏襲しているだけのようにもみえる。しかし他方で、「異教とは世界の外に出る能力を根本的に欠くこと」という独自の規定は、「田舎性」や「土着性」や「文民性」から直接導き出せるものではない。

- ■「存在論的異教論」「存在論的ユダヤ教論」「存在論的キリスト教西欧論」という三つの文明論的範疇の相互連関を明らかにしながら哲学的思考を関連付ける作業(328)
- ■「非場所としての住居の消失」(「パガニスムの危険の消失」=「享受の両義性の喪失」) 【質問】「両義性」への評価について:

異教の両義性、あるいは享受というものがもっていた両義性を、馬場さんはどう評価するのか。

「異教の他者である倫理の内部に、倫理の他者としての異教の危険がはらまれている」(398) ※この馬場さんのフレーズは本書にとって核心的。レヴィナスが前提としている「異教 vs 倫理」という 構図が崩れていく地点をレヴィナスのなかに読み解く試みであるように思われる。